

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成27年3月9日

佐賀県知事 山口 祥 義

◎佐賀県条例第10号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(保存期間に係る本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等)</p> <p><b>第2条</b> 法第30条の7第4項第2号の規定により条例で定める区域内の市町の執行機関（以下「<u>県内の市町の執行機関</u>」という。）及び同号の規定により条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 知事が行う法第30条の7第4項の規定による<u>保存期間に係る本人確認情報</u>（同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報をいう。以下同じ。）の県内の市町の執行機関への提供（同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に<u>保存期間に係る本人確認情報</u>を送信することによって行うものとする。</p> <p>(保存期間に係る本人確認情報の利用)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(保存期間に係る本人確認情報を提供する知事以外の執行機関等)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の8第2項の規定により条例で定める知事以外の執行機関及び同項の規定により条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 知事が行う法第30条の8第2項の規定による<u>保存期間に係る本</u></p> | <p>(知事保存本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等)</p> <p><b>第2条</b> 法第30条の13第1項の規定により条例で定める区域内の市町の市町長その他の執行機関（以下「<u>県内の市町の執行機関</u>」という。）及び同項の規定により条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 知事が行う法第30条の13第1項の規定による<u>知事保存本人確認情報</u>（法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第8号の2に規定する個人番号を除いたものをいう。以下同じ。）の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に<u>知事保存本人確認情報</u>を送信することによって行うものとする。</p> <p>(知事保存本人確認情報の利用)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関等)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の15第2項の規定により条例で定める知事以外の執行機関及び同項の規定により条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 知事が行う法第30条の15第2項の規定による<u>知事保存本人確認</u></p> |

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第5条</b> 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会として設置する佐賀県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(情報提供手数料)</p> <p><b>第12条</b> 法第30条の10第4項の規定により同条第1項に規定する指定情報処理機関（以下「指定情報処理機関」という。）の収入として收受させる情報提供手数料の額は、指定情報処理機関が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供（以下「本人確認情報の提供」という。）に必要な費用を本人確認情報の提供の見込み件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定める。</p> <p>2 指定情報処理機関は、前項の規定により情報提供手数料の額を定めるときは、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第13条</b> 略</p> <p><b>別表第2</b>（第3条関係）</p> <p>(1)～(15) 略</p> | <p>情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第5条</b> 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会として設置する佐賀県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p><b>第12条</b> 略</p> <p><b>別表第2</b>（第3条関係）</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>佐賀県がんを生きる社会づくり条例（平成26年佐賀県条例第37号）第20条のがん登録に登録されたがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> |

**第2条** 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後        |    |  |            |    |
|---|------------|----|--|------------|----|
| <p>(知事保存本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第8号の2に規定する個人番号を除いたものをいう。以下同じ。)の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p> <p>(知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関等)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の15第2項の規定により条例で定める知事以外の執行機関及び同項の規定により条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 知事が行う法第30条の15第2項の規定による知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p> <p><b>別表第1 (第2条関係)</b></p> <table border="1" data-bbox="248 1297 1099 1369"> <tr> <td>県内の市町の執行機関</td> <td>事務</td> </tr> </table> | 県内の市町の執行機関 | 事務 | <p>(知事保存本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第13号に規定する住民票コードを除いたものをいう。以下この項において同じ。)の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p> <p>(知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関等)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の15第2項第2号の規定により条例で定める知事以外の執行機関及び同号の規定により条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 知事が行う法第30条の15第2項の規定による知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第13号に規定する住民票コードを除いたものをいう。以下この項において同じ。)の知事以外の執行機関への提供(法第30条の15第2項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。</p> <p><b>別表第1 (第2条関係)</b></p> <table border="1" data-bbox="1171 1297 2022 1369"> <tr> <td>県内の市町の執行機関</td> <td>事務</td> </tr> </table> | 県内の市町の執行機関 | 事務 |
| 県内の市町の執行機関  | 事務         |    |  |            |    |
| 県内の市町の執行機関  | 事務         |    |  |            |    |

| 改正前  |                  | 改正後  |                  |
|--|------------------|--|------------------|
| 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長 | 法別表第5第1号の2に掲げる事務 | 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長 | 法別表第5第1号の3に掲げる事務 |
| 略  |                  | 略  |                  |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定（別表第2第15号の次に1号を加える改正規定を除く。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次号及び附則第4項において「番号利用法」という。）の施行の日
  - (2) 第2条の規定 番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。次項において「整備法」という。）第18条第5項の規定によりなお従前の例によるものとされた情報提供手数料に係る第1条の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例第12条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 整備法第20条第8項の規定の適用がある場合における第2条の規定による改正後の住民基本台帳法施行条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第13号に規定する住民票コードを除いたもの」とあるのは、「都道府県知事保存本人確認情報」とする。
- 4 第2条の規定の施行の日から番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条の規定による改正後の住民基本台帳法施行条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第13号に規定する住民票コードを除いたもの」とあるのは、「都道府県知事保存本人確認情報」とする。